

一般廃棄物処理使用料減免許可申請書

受付番号第 号
令和 年 月 日

災害による一般廃棄物が発生したため、玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例施行規則第2条の規定に基づき、じん芥処理場の使用料の減免について申請します。
なお、廃棄物の搬入に際しては、関係法規、遵守事項その他指示事項を遵守します。

搬入日時	令和 年 月 日 時 分
罹災日	令和 年 月 日
罹災場所	
罹災の種類	☐ 火災 ☐ 水災 ☐ 風災 ☐ 震災
罹災物の種類	☐ 可燃ごみ ☐ 可燃粗大ごみ ☐ 不燃ごみ ☐ 不燃粗大ごみ
使用車両	番 号
	車 種 ☐ 軽トラック ☐ 普通トラック ☐ ダンプ ☐ その他
罹災証明書の写し	別紙のとおり

- 遵守事項
- 1 罹災物の解体又は運搬を事業者へ委託せず、自己搬入とします。
 - 2 粗大ごみについては、処理対応ができるよう、係員の指示に従います。
 - 3 可燃ごみと不燃ごみは、区分して搬入します。
 - 4 爆発性の物、著しく悪臭を発生する物その他公害防止上処理できない物及び産業廃棄物は、搬入しません。
 - 5 車両の荷台はシートカバー等で覆い、積載物が飛散しないよう措置します。

新宮町長 殿

申請者 住所
氏名 (印)
電話

一般廃棄物処理使用料減免許可書

上記罹災による一般廃棄物の処理について使用料の免除を許可します。

令和 年 月 日

新宮町長 桐 島 光 昭